【令和８年８月１日～】高額療養費制度の改定について

厚生労働省による高額療養費制度の見直しに伴い、

自己負担限度額が下記の通り、改定となります。

自己負担限度額（70歳未満）

所得区分（年収）	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日から	
	月額上限	月額上限	年間上限
区分ア （約1,160万円以上）	252,600円+(医療費－842,000円)×1% 〈多数該当140,100円〉	270,300円+(医療費－901,000円)×1% 〈多数該当140,100円〉	1,680,000円
区分イ （約770万円～1,160万円）	167,400円+(医療費－558,000円)×1% 〈多数該当93,000円〉	179,100円+(医療費－597,000円)×1% 〈多数該当93,000円〉	1,110,000円
区分ウ （約370万円～770万円）	80,100円+(医療費－267,000円)×1% 〈多数該当44,400円〉	85,800円+(医療費－286,000円)×1% 〈多数該当44,400円〉	530,000円
区分エ （約370万円以下）	57,600円 〈多数該当44,400円〉	61,500円 〈多数該当44,400円〉	530,000円
区分オ （住民税非課税世帯）	35,400円 〈多数該当24,600円〉	36,900円 〈多数該当24,600円〉	290,000円

※多数該当：直近 12 カ月間に 3 回以上高額療養費に該当した場合の、4 回目以降の自己負担限度額です。

※年間上限：月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。（年間とは、8月から翌年7月までを指します。）

※高額療養費制度の見直しについて（令和 8 年 8 月診療分から） 001715427.pdf

※高額療養費についての詳細はこちら（厚生労働省ホームページ） 高額療養費制度を利用される皆さまへ ｜厚生労働省

※令和 9 年 8 月以降、所得区分がさらに細分化される予定です。

自己負担限度額（70歳以上）

所得区分（年収）	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日から	
	月額上限	月額上限	年間上限
現役並所得者Ⅲ （約1,160万円以上）	252,600円+(医療費－842,000円)×1% 〈多数該当140,100円〉	270,300円+(医療費－901,000円)×1% 〈多数該当140,100円〉	1,680,000円
現役並所得者Ⅱ （約770万円～1,160万円）	167,400円+(医療費－558,000円)×1% 〈多数該当93,000円〉	179,100円+(医療費－597,000円)×1% 〈多数該当93,000円〉	1,110,000円
現役並所得者Ⅰ （約370万円～770万円）	80,100円+(医療費－267,000円)×1% 〈多数該当44,400円〉	85,800円+(医療費－286,000円)×1% 〈多数該当44,400円〉	530,000円
一般 （約156万円～370万円以下）	57,600円 〈多数該当44,400円〉	61,500円 〈多数該当44,400円〉	530,000円
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	24,600円	25,700円 〈多数該当24,600円〉	290,000円
低所得者Ⅰ （住民税非課税/所得が一定以下）	15,000円	15,700円	180,000円

※多数該当：直近 12 カ月間に 3 回以上高額療養費に該当した場合の、4 回目以降の自己負担限度額です。

※年間上限：月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。（年間とは、8月から翌年7月までを指します。）

※高額療養費制度の見直しについて（令和 8 年 8 月診療分から） 001715427.pdf

※高額療養費についての詳細はこちら（厚生労働省ホームページ） 高額療養費制度を利用される皆さまへ ｜厚生労働省

※令和 9 年 8 月以降、所得区分がさらに細分化される予定です。

令和 8 年 7 月 23 日　国際医療福祉大学熱海病院